



# 令和7年度 固定資産税(償却資産)申告の手引

市税につきましては、平素から格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋以外に、償却資産(事業用資産)についても課税されます。

償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日(賦課期日)現在、高松市内に所有している償却資産の状況を、高松市へ申告いただく必要があります。(地方税法第383条) つきましては、この「申告の手引」を御参照の上、申告書等を作成し、下記期間内に御提出ください。

**前年中に資産の増減がない場合や、廃業・市外移転等の翌年にも申告をお願いいたします。**

● **申告期間** 令和7年1月6日(月)～**令和7年1月31日(金)**

● **提出先** 〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号 本庁舎2階 19番窓口  
高松市財政局 税務部 資産税課 償却資産係  
[電話番号] 087-839-2244  
[窓口受付] 月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで  
※ 祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除く

窓口の混雑緩和のため、**郵送又はeLTAX**での申告に御協力ください。

## 目次

	ページ
<b>1 償却資産の概要について</b>	
(1) 償却資産とは	2
(2) 償却資産の種類と具体例	2
(3) 建物附属設備における家屋と償却資産の区分	3
(4) 申告の必要がない資産	4
<b>2 申告の方法について</b>	
(1) 申告していただく方	4
(2) 提出書類	4
(3) 申告書等の作成方法	5
(4) 電子申告	5
<b>3 国税の取扱いとの比較について</b>	5
<b>4 非課税、課税標準の特例について</b>	5～6
<b>5 評価額の算出方法、計算例について</b>	6～7
<b>6 課税標準額、免税点、税率、税額の算出方法、納期について</b>	7
<b>7 減価残存率表・耐用年数表について</b>	7～8
<b>8 実地調査等への御協力をお願いについて</b>	9
<b>9 過年度への遡及について</b>	9
<b>10 不申告又は虚偽の申告について</b>	9
<b>11 所有者コード記入・入力をお願いについて</b>	9
<b>12 マイナンバー(個人番号・法人番号)について</b>	9
<b>13 償却資産申告書・種類別明細書の記入例について</b>	10～12

申告書・明細書等の様式は、ホームページからダウンロードできます。

高松市公式ホームページ「もっと高松」 > くらしの情報 > くらし手続き > 税金 > 固定資産税 > 償却資産 > 償却資産についての関係書類

スマートフォンは  
こちらのコードから



# 1 償却資産の概要について

## (1) 償却資産とは

固定資産税が課税される償却資産とは、会社や個人の方が事業を営むために所有している土地及び家屋以外の有形固定資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。(地方税法第341条第4号)なお、次に掲げる資産も対象になります。

- ① 使用可能期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても、個別に減価償却しているもの。
- ② 簿外資産(帳簿には記載されていない資産)であっても、事業の用に供することができる状態にある資産。
- ③ 償却済資産(耐用年数を経過し、帳簿上で備忘価額1円のみが計上されている資産)であっても、事業の用に供することができる状態にある資産。除却されるまでは、課税対象となります。
- ④ 遊休資産・未稼働資産であっても、いつでも事業の用に供することができる状態にある資産。
- ⑤ 建設仮勘定により経理されている資産であっても、その一部が事業の用に供されている資産。
- ⑥ 割賦販売により購入した資産で、所有権が売主に留保されている場合において、代金が完済されていないもの。(原則として、買主が申告してください。)
- ⑦ 資産の所有者が、事業として他人に貸付けを行っている資産。(リース資産・レンタル資産等)
- ⑧ 償却資産について追加的に支出された金額のうち、国税の資本的支出に該当するもの。(改良費)
- ⑨ 従業員の福利厚生施設(社宅・宿舍・寮、医療施設、食堂施設、娯楽施設等)の構築物、器具備品。
- ⑩ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却・特別償却・割増償却をしている資産。  
(例：中小企業者等の少額資産の損金算入の特例適用資産)

## (2) 償却資産の種類と具体例

資 産 の 種 類		具 体 例
1 構 築 物	構 築 物	舗装路面、緑化施設等の外構工事、門、塀、庭園、屋上看板(広告塔)、独立キャノピー、外灯、サイロ、ビニールハウス、さん橋、焼却炉、カーポート、下水道接続工事、屋外配管など
	建 物 附 属 設 備	受変電設備、給排水・衛生・ガス設備、LAN配線、壁面サイン工事、賃借人による内装など (「(3) 建物附属設備における家屋と償却資産の区分」を御参照ください。)
2	機 械 及 び 装 置	旋盤等の工作機械、ボイラー設備、魚群探知機、パワーショベル・ブルドーザー等の土木建設機械、太陽光発電システムなど
3	船 舶	漁船、フェリー、貨物船、工作船、油そう船、モーターボート、ヨットなど
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5	車 両 及 び 運 搬 具	<p>大型特殊自動車に該当するショベル・ローダ等(ナンバープレートの分類番号が「0、00～09及び000～099」、「9、90～99及び900～999」の車両)、構内運搬車など ※自動車税や軽自動車税の課税対象となる乗用車、トラック等は除きます。</p> <p>[大型特殊自動車と小型特殊自動車の区分(道路運送車両法施行規則第2条別表第1)] 次の①と②の各条件に1つでも該当すれば大型特殊自動車となりますので、償却資産の申告が必要です。</p> <p>①農耕作業用自動車(車両の大きさの条件なし) ・最高速度が35km/h以上のもの</p> <p>②農耕作業用自動車以外のもの ・最高速度が15km/hを超えるもの ・全長が4.7mを超えるもの ・全幅が1.7mを超えるもの ・全高が2.8mを超えるもの</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>左の①と②の各条件に該当しない小型特殊自動車は、軽自動車税の課税対象となりますので、償却資産の申告が不要です。</p> </div>
6	工 具、器 具 及 び 備 品	OA機器、サーバー、机、陳列ケース、ロッカー、金庫、冷蔵庫、応接セット、じゅうたん、カーテン、レジスター、ルームエアコン、医療機器、理容器具、金型、自動販売機、テレビ、立看板、ネオンサイン、パチンコ台、貸衣装、無人駐車料金徴収装置、漁具、観賞用・興行用生物(貸植木等)など

### (3) 建物附属設備における家屋と償却資産の区分

建物附属設備には固定資産税の取扱い上、家屋として取り扱うものと、償却資産として取り扱うものがあります。

#### 家屋として取り扱うもの

家屋の所有者が所有し、家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となって、その家屋の効用を高めるためのものです。

#### 償却資産として取り扱うもの

- ① 特定の生産又は業務の用に供されるもの(例:店舗のネオンサイン)
- ② 独立した機械としての性格が強いもの(例:受変電設備)
- ③ 取り外しが容易で、別の場所に自在に移動ができるもの(例:簡易間仕切)
- ④ 屋外に設置されているもの(例:屋外に設置された電気の配線、ガス・水道の配管)
- ⑤ 顧客に対するサービス施設としての性格が強いもの(例:ホテル・百貨店・病院等の厨房設備、洗濯設備)などです。

なお、家屋の所有者と異なる者(賃借人)が、貸しビル・貸し店舗等に施工・取り付けした内装、造作及び建築設備(床仕上・天井仕上・電気設備・屋内給排水設備等の特定附帯設備)については、実際の使用収益する者が賃借人であることなどの理由から、施工・取り付けした賃借人をもって所有者とみなし、賃借人の償却資産として取り扱います。(地方税法第343条第10項、高松市市税条例第37条第7項)

#### 【家屋と償却資産の区分表】

	設 備 等 の 内 容	家屋と建築設備等の所有関係			
		同 じ 場 合		異 なる 場 合	
		家 屋	償 却 資 産	家 屋	償 却 資 産
1	工場における機械の動力源としてのボイラー、電力引込設備		◎		◎
2	ビル等における受変電設備、自家発電設備・蓄電池設備等の予備電源設備		◎		◎
3	中央監視制御装置、電話機、交換機		◎		◎
4	冷凍倉庫における冷却装置、ホテル・病院・寮等の厨房設備・洗濯設備、簡易間仕切(衝立)		◎		◎
5	広告塔、ネオンサイン、文字看板、局所照明器具(スポットライト)、水銀灯等の屋外照明設備、POSシステム		◎		◎
6	屋外の給水塔・屋外水道管、屋外排水管、屋外ガス配管		◎		◎
7	屋内の給排水設備、トイレ等の衛生設備、屋内の配管等のガス供給設備、屋内電灯照明設備	○			◎
8	空調機・送風機・換気扇等の換気設備、排煙設備	○			◎
9	エレベーター、エスカレーター、リフト	○			◎
10	エアカーテン、ドア自動開閉設備	○			◎
11	消火栓・スプリンクラー等の消火設備、火災報知設備、避雷設備	○			◎
12	既製間仕切、カウンター等の造り付け家具	○			◎
13	床仕上、壁仕上、天井仕上、店舗造作	○			◎

(注) 一般的な区分の例示で、必ずしもこの例示によらない場合があります。

## (4) 申告の必要がない資産

- ① ファイナンス取引に係るリース資産で、その所有者が取得した際の取得価額が20万円未満の資産。
- ② 取得価額が10万円未満で、法人税法又は所得税法の規定により、一時に損金又は必要経費に算入している資産。(少額の減価償却資産)
- ③ 取得価額が20万円未満で、法人税法又は所得税法の規定により、3年間で一括償却している資産。(一括償却資産)
- ④ 自動車税又は軽自動車税の課税対象となる資産。
- ⑤ 無形固定資産(特許権、営業権、ソフトウェア等)
- ⑥ 牛、果樹、その他の生物。(器具又は備品に該当する盆栽及び熱帯魚等の観賞用・興行用生物は、申告対象。)
- ⑦ 美術品等で時の経過によりその価値の減少しない資産。
- ⑧ 繰延資産(創立費、開業費、開発費、負担金等)

## 2 申告の方法について

### (1) 申告していただく方

令和7年1月1日現在、高松市内に償却資産を所有されている方です。(地方税法第383条)

### (2) 提出書類

申告していただく方		申告していただく事項	提出書類
さ 初 め て 申 告 方	該当資産がある場合	令和7年1月1日現在で高松市内に所在するすべての償却資産	・償却資産申告書 ・種類別明細書 (増加資産・ <u>全資産用</u> ) ・本人確認書類等 (9頁12「マイナンバー(個人番号・法人番号)について」を参照)
	該当資産がない場合	備考欄に「該当資産なし」と記入してください。	・償却資産申告書
申 告 さ れ て い る 方 に	前年中に資産の増減がある場合	令和6年1月2日から令和7年1月1日までの間に増加又は減少した資産	・償却資産申告書 ・種類別明細書 ( <u>増加資産</u> )・全資産用) ・種類別明細書(減少資産用)
	前年中に資産の増減がない場合	<b>申告書での申告</b> 住所欄に電話番号を明記し、備考欄に「資産の増減なし」と記入してください。	・償却資産申告書
		<b>簡易申告書(はがきサイズ)での申告</b> (簡易申告書が同封されている方のみ)	・償却資産通知書(兼簡易申告書)
電算処理により全資産申告をされる方	令和7年1月1日現在で、高松市内に所在するすべての償却資産の評価額、決定価格、課税標準額を申告してください。※資産の増減がない場合でも全資産の申告をお願いします。	・償却資産申告書 ・種類別明細書 (増加資産・ <u>全資産用</u> )	
廃業・解散・商号変更・移転・合併等をされた方	備考欄にその旨を記入してください。	・償却資産申告書	

(注) ・全国統一様式(第26号様式)によるものであれば、高松市配布の用紙以外でも受付いたします。**前年度(令和6年度)に申告されている方は、所有者コード11桁を申告書の右上欄に記入いただくとともに、本市配布の申告書を添付してください。**

・郵送の申告で、受付印を押した申告書(控)の返送を御希望の場合は、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。(返送用申告書控えには(控)の明記をお願いします。)

### (3) 申告書等の作成方法

申告書等の作成方法は、「償却資産申告書・種類別明細書の記入例」(10～12ページ)を御覧ください。法人の方は固定資産台帳を、個人の方は所得税の申告における減価償却明細等を、参考に記入していただきますようお願いいたします。

### (4) 電子申告

「eLTAX(エルタックス)」(地方税ポータルシステム)を通じて、インターネットを利用した固定資産税(償却資産)の電子申告ができます。

**eLTAX**の利用方法・操作方法等については、地方税共同機構にお問い合わせください。  
〔ホームページ〕<https://www.eltax.lta.go.jp> 〔電話〕0570-081459

(注)・eLTAXで全資産申告を行う場合は、できる限り、種類別明細書(増加資産・減少資産)を添付してください。  
・前年度(令和6年度)に申告されている方は、所有者コード11桁を申告書の右上欄に入力してください。

## 3 国税の取扱いとの比較について

償却資産の課税について、国税の取扱いと比較すると次表のとおりです。

項 目	国税の取扱い (法人税・所得税)	固定資産税 (償却資産)の取扱い
償 却 計 算 の 基 準 日	事業年度(決算期)	賦課期日(1月1日)
減 価 償 却 の 方 法	選択制 「旧定率法」・「旧定額法」 「定率法」・「定額法」	固定資産評価基準に定める減価率 ※減価率は、法人税の旧定率法で使用する償却率と同一です。
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(1/2)
耐用年数の短縮	認められます。	認められます。 (国税局長の承認通知書の写しを提出。)
増 加 償 却	認められます。	認められます。 (税務署長への届出書の写しを提出。)
即時償却・特別償却・割増償却	認められます。(租税特別措置法)	認められません。
圧縮記帳の制度	認められます。	認められません。 ※圧縮前の取得価額で申告。
評価額の最低限度額 (残存価額)	備忘価額(1円)まで	取得価額の5%
改良費(資本的支出)	原則区分評価、一部合算も可。	すべて区分評価 ※改良を加えられた本体部の資産と、改良費を区分して評価。 別個の資産として申告。

## 4 非課税、課税標準の特例について

### (1) 非課税の該当資産

地方税法第348条及び地方税法附則第14条の非課税適用を受ける資産については、その適用条項を種類別明細書の摘要欄に記入してください。なお、新たに取得した該当資産については、非課税該当資産であることが確認できる書類(認可書、公的機関が発行する証明書等)を提出してください。

### (2) 課税標準の特例の該当資産

地方税法第349条の3並びに地方税法附則第15条、第15条の2及び第15条の3の課税標準の特例適用を受ける資産については、その適用条項を種類別明細書の摘要欄に記入してください。また、新たに適用される資産については、特例該当資産であることが確認できる書類(所管の主務官庁等の証明書又は届出書の写し)を申告書に添付してください。



### (3) 中小企業等経営強化法に係る課税標準の特例(先端設備等)について

①対象者 資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、高松市から先端設備等導入計画の認定を受けた者(大企業の子会社を除く。)(※1)

②対象設備

対象の固定資産		最低取得価額
償却資産	機械装置	160万円以上
	工具	30万円以上
	器具備品	30万円以上
	建物附属設備 (償却資産として課税されるものに限る)	60万円以上

③その他要件

- ・年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備
- ・生産、販売、役務の提供の用に直接供する設備
- ・中古資産でない設備

④特例割合 取得から3年間、課税標準が2分の1となります。ただし、賃上げ方針を従業員に表明した場合は、課税標準を3分の1とし、より有利な特例割合を適用します。

賃上げ表明	設備の取得時期	適用期間	特例割合
なし	令和5年4月1日から令和7年3月31日	3年間	2分の1
あり	令和5年4月1日から令和6年3月31日	5年間	3分の1
	令和6年4月1日から令和7年3月31日	4年間	3分の1

⑤根拠条文 地方税法附則第15条第44項

⑥必要書類

- ・ **先端設備に係る固定資産税の特例<チェックシート>**(※2:ホームページに掲載)
- ・ 高松市から認定を受けた先端設備等導入計画書及び認定書の写し
- ・ 認定経営革新等支援機関が発行した、先端設備等導入計画に関する事前確認書及び投資計画に関する確認書の写し 等

※1 先端設備等導入計画の認定を受けられる中小企業者等とは規模要件が異なります。

※2 必要書類等の詳細については、本市のホームページを必ず御確認ください。

高松市公式HP「もっと高松」 > くらしの情報 > くらし・手続き > 税金 > 固定資産税 > 償却資産 > 先端設備等に係る固定資産税(償却資産)の特例措置について

スマートフォンはこちらのコードから



## 5 評価額の算出方法、計算例について

国が定めた固定資産評価基準に基づき、申告いただいた一品ごとの償却資産について、取得価額を基礎として、その償却資産の耐用年数と取得後の経過年数に応じた価値の減少(減価)を考慮して、賦課期日(1月1日)現在の「評価額」を算出します。

(1) **評価額の算出方法** 【前年中に取得された償却資産】(令和6年1月2日から令和7年1月1日まで)

$$\text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} / 2) = \text{評価額}$$

【前年前に取得された償却資産】(令和6年1月1日以前)

$$\text{前年度の評価額} \times (1 - \text{減価率}) = \text{評価額}$$

※評価額の最低限度は、取得価額の5%です。償却済資産の場合など、評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

※減価率は、法人税の「旧定率法」で使用する償却率(耐用年数省令別表第7)と同一です。

※取得価額の算定方法、消費税の取扱いは、原則として、法人税法等の取扱いと同一です。

## (2) 評価額の計算例

取得価額 700,000円、取得年月 令和6年8月、耐用年数3年の償却資産の場合  
 ※耐用年数3年に応ずる減価率は0.536（「7 減価残存率表・耐用年数表について」を参照）

$$\begin{aligned} \text{令和7年度} &= 700,000\text{円} \times (1-0.536/2) = 512,400\text{円} \\ \text{令和8年度} &= 512,400\text{円} \times (1-0.536) = 237,753\text{円} \\ \text{令和9年度} &= 237,753\text{円} \times (1-0.536) = 110,317\text{円} \\ \text{令和10年度} &= 110,317\text{円} \times (1-0.536) = 51,187\text{円} \\ \text{令和11年度} &= 51,187\text{円} \times (1-0.536) = 23,750\text{円} < 35,000\text{円} \end{aligned}$$

令和11年度で取得価額の5% (35,000円) を下回りますので、令和11年度以降の評価額は35,000円となります。

## 6 課税標準額、免税点、税率、税額の算出方法、納期について

### (1) 課税標準額

すべての償却資産の評価額の合計が、課税標準額（課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合は、軽減後の額）となります。

### (2) 免税点

課税標準額が150万円未満の場合は、課税されません。（納税通知書は送付されません。）

課税標準額が150万円（免税点）未満の場合であっても、申告書の提出は必要です。

### (3) 税率 100分の1.4です。（標準税率）

### (4) 税額の算出方法

課税標準額に基づき、  
税額を算出します。

$$\text{課税標準額 (1,000円未満切捨)} \times \text{税率 (1.4/100)} = \text{税額 (100円未満切捨)}$$

### (5) 納期

高松市市税条例第50条により、原則として第1期（4月）、第2期（7月）、第3期（9月）、第4期（11月）の年4回です。納期限については、固定資産税納税通知書（納付書）等でお知らせします。

## 7 減価残存率表・耐用年数表について

### (1) 【減価残存率表(抜粋)】

『固定資産評価基準』別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成。

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		1-減価率/2	1-減価率			1-減価率/2	1-減価率			1-減価率/2	1-減価率
2	0.684	0.658	0.316	10	0.206	0.897	0.794	18	0.120	0.940	0.880
3	0.536	0.732	0.464	11	0.189	0.905	0.811	19	0.114	0.943	0.886
4	0.438	0.781	0.562	12	0.175	0.912	0.825	20	0.109	0.945	0.891
5	0.369	0.815	0.631	13	0.162	0.919	0.838	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	14	0.152	0.924	0.848	30	0.074	0.963	0.926
7	0.280	0.860	0.720	15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936
8	0.250	0.875	0.750	16	0.134	0.933	0.866	40	0.056	0.972	0.944
9	0.226	0.887	0.774	17	0.127	0.936	0.873	45	0.050	0.975	0.950

※『固定資産評価基準』とは、地方税法第388条第1項に基づく総務大臣の告示です。

## (2)【償却資産の耐用年数表(抜粋)】

### ① 建物附属設備

用途	細目	耐用年数	用途	細目	耐用年数
電気設備	・蓄電池電源設備	6	アーケード 又は 日よけ設備	・主として金属製のもの	15
	・その他のもの	15		・その他のもの	8
給排水又は衛生設備及びガス設備		15			

### ② 構築物

用途	細目	耐用年数	用途	細目	耐用年数
電気通事事業用のもの	・通信ケーブル		緑化施設 及び庭園	・工場緑化施設	7
	・光ファイバー製のもの	10		・その他の緑化施設及び庭園	20
	・その他のもの	13	舗装道路 及び 舗装路面	・コンクリート敷、ブロック敷、 れんが敷又は石敷のもの	15
	・地中電線路	27		・アスファルト敷又は木れんが敷 のもの	10
広告用のもの	・その他の線路設備	21			
	・金属造のもの	20			
	・その他のもの	10			

### ③ 機械及び装置

設備の種類	耐用年数	設備の種類	耐用年数
・食料品製造業用設備	10	・その他の小売業用設備	
・飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	10	・ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8
・木材又は木製品(家具を除く。)製造業用設備	8	・その他の設備	
・印刷業又は印刷関連業用設備		主として金属製のもの	17
・デジタル印刷システム設備	4	その他のもの	8
・製本業用設備	7	・飲食店業用設備	8
・新聞業用設備		・洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13
・モニタ型、写真又は通信設備	3	・自動車整備業用設備	15
・その他の設備	10	・前掲の機械及び装置以外のもの並びに 前掲の区分によらないもの	
・その他の設備	10	・機械式駐車設備	10
・農業用設備	7	・その他の設備	
・林業用設備	5	主として金属製のもの	17
・通信業用設備	9	その他のもの	8
・放送業用設備	6		

### ④ 工具、器具及び備品

用途	細目	耐用年数	用途	細目	耐用年数
工 具	・測定工具及び検査工具	5	事務機器 及び 通信機器	・電子計算機	
	・金型及び鋳造用型	2		・パソコン(サーバー用を除く。)	4
	・切削工具	2		・その他のもの	5
器具及び 備品	・事務机、事務いす及び キャビネット			・複写機、金銭登録機、 タイムレコーダー その他これらに類するもの	5
	主として金属製のもの	15		・ファクシミリ、プリンター	5
	その他のもの	8	・インターホン及び放送用設備	6	
	・応接セット		・電話設備その他の通信機器		
	接客業用のもの	5	デジタル構内交換設備及び デジタルボタン電話設備	6	
	その他のもの	8	・ハブ、ルーター、LANボード	10	
	・陳列だな及び陳列ケース		その他のもの	10	
	冷凍機付又は冷蔵機付のもの	6	容器及び 金庫	・金庫	
	その他のもの	8		手さげ金庫	5
	・ラジオ、テレビジョン その他の音響機器	5		その他のもの	20
・冷房用又は暖房用機器	6	医療機器		・消毒殺菌用機器	4
・電気冷蔵庫、電気洗濯機 その他これらに類する電気 又はガス機器	6			・手術機器	5
・室内装飾品				・歯科診療用ユニット	7
主として金属製のもの	15			・調剤機器	6
その他のもの	8			・光学検査機器	
・看板、ネオンサイン及び気球	3			ファイバースコープ	6
・その他のもの				その他のもの	8
主として金属製のもの	10		・レントゲンその他の電子装置機器		
その他のもの	5		移動式のもの、救急医療用のもの 及び自動血液分析器	4	
			その他のもの	6	
看板及び 広告器具		その他	・自動販売機	5	

上記耐用年数については、『減価償却資産の耐用年数等に関する省令』(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)別表第1・別表第2より作成。



## 8 実地調査等への御協力のお願について

---

申告書の受理後、お持ちの資産を確認するため、地方税法第353条及び地方税法第408条に基づいて、順次調査を行っています。地方税法第354条の2に基づき、法人税又は所得税に関する書類(確定申告書類)について、税務署で閲覧を行い、償却資産の内容を把握させていただくことや、参考資料の提出及び訪問調査をお願いすることがあります。御理解、御協力のほどお願いいたします。

## 9 過年度への遡及について

---

取得・減少した資産の申告が年度遅れとなった場合は、地方税法第17条の5第5項に基づき、現年度だけでなく、資産の取得年に応じて過年度に遡及(最大5年間)することがあります。

## 10 不申告又は虚偽の申告について

---

申告すべき事項について、正当な理由がなく申告をされなかった場合には、過料(地方税法第386条、高松市市税条例第56条)を科せられることがあるほか、不足税額に加えて延滞金(地方税法第368条)を徴収されることがあります。また、虚偽の申告をされた場合には、懲役又は罰金(地方税法第385条)に処せられることもありますので、御注意ください。

## 11 所有者コード記入・入力のお願について

---

高松市から送付された申告書を使用せずに、独自の申告書を使用する場合、又はeLTAXを利用する場合は、所有者コードを確認させていただくため、お手数ですが、償却資産申告書には、所有者コード11桁の記入・入力をお願いします。

なお、所有者コードのある方は、同封の高松市からの「償却資産申告書」の右上欄に記載されています。

## 12 マイナンバー(個人番号・法人番号)について

---

マイナンバー制度の導入により、償却資産申告書には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定めるマイナンバー(個人番号・法人番号)の記入が必要となります。

個人の方が、マイナンバーを記入した償却資産申告書を提出する場合は、原則として、

- ①個人番号カード又は
- ②番号通知カード及び運転免許証、パスポート等

の提示又は写しの添付が必要となります。

代理人が提出する場合は、上記に加え、代理人の本人確認書類及び委任状等が必要となります。

ただし、本人確認書類の不備等により本人確認ができない場合、償却資産申告書への個人番号の記入が無かったものとして取り扱いますので、あらかじめ御了承ください。

# 13-1 償却資産申告書の記入例について

- ◎ 申告書及び種類別明細書は、それぞれ2枚複写(提出用・控用)となっておりますので、上の1枚を提出してください。
- ◎ 印字している内容に変更がある場合は、打消線を引き、余白に正しい内容を記入してください。
- ◎ 電算処理により全資産申告をされる場合は、併せて本市からの申告書も添付してください。

令和7年1月15日 高松市 令和7年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)

受付印 (宛先) 高松市長

760-8571 高松市番町一丁目8-15

住所 (ふりがな) 1 住 所 (又は納税通知書送付先) 香川製陶(株) 代表取締役 高松 市郎 (屋号 窯元たかまつ)

氏名(個人)又は名称(法人)を記入してください。屋号があれば記入してください。

3 個人番号又は法人番号 (債本金等の額) 999876543210

4 事業種目 (償却資産の額) 製陶業 (20 百万円)

5 事業開始年月 平成3年9月

6 この申告に該当する業種及び氏名 經理課 高松 市太 (電話 839-2244) 香川会計事務所 香川 県子 (電話 839-2222)

7 税理士等の氏名

8 短縮耐用年数の承認 有・無 ( )

9 増加償却の届出 有・無 ( )

10 非課税該当資産 有・無 ( )

11 課税標準の特例 有・無 ( )

12 特別償却又は圧縮記帳 (定率) 有・無 ( )

13 税務会計上の償却方法 (定率) 有・無 ( )

14 青色申告 有・無 ( )

所有者コード 29876543210 一般申告

No. 02228 この用紙を必ず同封ください。

15 高松市内に所在する事業所の所在地 高松市番町一丁目8-15

16 借入資産(有・無) 高松リース(株) TEL 839-2233

17 事業所用家屋の所有区分 (自己所有・借家)

18 備考(添付書類等) 市役所処理欄 控送付 封筒無

19 課税標準の特例に関する添付書類 (特) 讃岐製陶を合併し、令和6年10月3日商号変更。資産コード08000010、令和5年4月取得。ルームエアコン耐用年数修正(4年→6年)

20 取得価額(円) 前年中に減少したもの(イ) 2500000

21 取得価額(円) 前年中に取得したもの(ロ) 3800000

22 取得価額(円) 前年中に減少したもの(イ) 2000000

23 取得価額(円) 前年中に取得したもの(ロ) 4250000

24 評価額(円) 前年中に減少したもの(イ) 100000

25 評価額(円) 前年中に取得したもの(ロ) 12000000

26 課税標準額(円) 前年中に減少したもの(イ) 3150000

27 課税標準額(円) 前年中に取得したもの(ロ) 22000000

28 課税標準額(円) 前年中に減少したもの(イ) 67950000

29 課税標準額(円) 前年中に取得したもの(ロ) 98350000

資産の種類 1 構築物 2 機械及び装置 3 船 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品 7 合計

取得価額(イ) 前年中に減少したもの(ロ) 2500000 3800000 2000000 4250000

取得価額(ロ) 前年中に取得したもの(イ) 1500000 4000000 7500000 63000000 3150000 22000000 67950000 98350000

評価額(イ) 前年中に減少したもの(ロ) 100000 12000000

評価額(ロ) 前年中に取得したもの(イ) 3150000 22000000 67950000 98350000

課税標準額(イ) 前年中に減少したもの(ロ) 3150000 22000000 67950000 98350000

市役所処理欄 控送付 封筒無

受付入力 申告管理確認

課税標準額 閉鎖

申告登録 申告修正 年月日

パンチ送り 年月日

オンライン入力 年月日

取得価額整合 年月日

減少 増加 一品修正

電算申告 特別資産 全資産減少

一括権利異動 日・新

通年有 個人番号確認

3は、右詰めにて記入してください。個人番号の場合には、左側を1文字空けて記入してください。個人番号カードの写し等、本人確認書類を提出してください。

4~7は、事業の種類や担当者などをできるだけ具体的に記入してください。

高松市からお送りした用紙以外で申告をされる場合は、本市の申告書に記載されている所有者コードを転記してください。

8~14は、それぞれ該当する項目を○で囲んでください。

15~18は、事業所の所在地番、家屋の有無、及び借入資産の有無、及び課税標準の特例などについて該当がある場合に、各該当欄に具体的に記入してください。

記入する必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告をされる方は記入してください。

# 13-2 種類別明細書 (増加資産・全資産用) の記入例について

令和6年1月2日から令和7年1月1日までに、取得した資産を記入してください。  
初めて申告される方や電算処理により全資産申告をされる方は、市内に所有するすべての資産を記入してください。

令和7年度		所有者コード		所有者名		種類別明細書 (増加資産・全資産用)		1 枚目					
申告年度「7」を記入してください。	29876543210	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数	取得年月	取得価額	減価償却率	価額	課税標準額	課税標準率	増加事由	摘要
		行番			量	年号 年月	千円 百円	(%)	千円 百円	千円 百円	率	1-2 1-2 3-4 3-4	1 2 3 4
		01		アスファルト舗装路面	1	27.08	1500000	10.0	1500000			1-2 3-4	1:新品取得 2:中古品取得 3:移動による受入れ 4:その他
		02		太陽光発電設備 (40kw)	1	06.03	1300000	17.0	1300000			1-2 3-4	課税標準の特例適用、耐用年数の改正 (例:改正前8年)、及び申告された資産等は、その旨を記入してください。
		03		自動梱包機	1	06.03	500000	12.0	500000			1-2 3-4	法人税又は所得税の申告で用いるものと同じ耐用年数を記入してください。
		04		構内運搬車	1	02.02	300000	7.0	300000			1-2 3-4	資産を取得するために要した費用 (引取運賃・運送保険料・購入手数料・据付費等の付帯費を含む。) を記入してください。 ※印は付けないでください。
		05		動力運搬車	1	06.10	150000	2.0	150000			1-2 3-4	
		06		ルームエアコン	3	06.07	300000	6.0	300000			1-2 3-4	
		07				4.5						1-2 3-4	
		08				4.5						1-2 3-4	
		09				4.5						1-2 3-4	
		10				4.5						1-2 3-4	
		11				4.5						1-2 3-4	
		12				4.5						1-2 3-4	
		13				4.5						1-2 3-4	
		14				4.5						1-2 3-4	
		15				4.5						1-2 3-4	
		16				4.5						1-2 3-4	
		17				4.5						1-2 3-4	
		18				4.5						1-2 3-4	
		19				4.5						1-2 3-4	
		20				4.5						1-2 3-4	
				小計	8		6795000					1-2 3-4	1 新品取得 2 中古品取得 3 移動による受入れ 4 その他

申告書の所有者コード欄に11桁の番号が打ち出されている方は、その番号を記入してください。

該当する資産の種類番号を記入してください。  
1:構築物  
2:機械及び装置  
3:船舶  
4:航空機  
5:車両及び運搬具  
6:工具、器具及び備品

漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、数字で左詰めに記入してください。

増加した資産の数量を、単位を付せずに記入してください。

資産を購入、製作した年月を記入してください。  
取得月1～9月は、前に0を付けてください。

# 13-3 種類別明細書 (減少資産用) の記入例について

令和6年1月2日から令和7年1月1日までに、減少した資産を記入してください。  
 記入に当たっては、同封の「令和7年度償却資産種類別明細書」から転記してください。

令和7年度		所有者コード		所有者名		枚目			
29876543210		香川製陶(株)		1		1			
資産の種類	抹消コード (資産コード)	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分	摘要
01	2000000001	乾燥機	2	3・5 2,301	12,000,000	12	令和6年3月	1: ①・3・4 ①・2	廃棄
02	6000000002	ルームエアコン	1	3・5 2,807	100,000	6	令和6年3月	1: 2・③・4 1: ② 5台のうち1台、徳島工場へ移動	
03			3	4・5			令和6年3月	1: 2・3・4 1: 2	
04			3	4・5			令和6年3月	1: 2・3・4 1: 2	
05			3	4・5			令和6年3月	1: 2・3・4 1: 2	
06			3	4・5			令和6年3月	1: 2・3・4 1: 2	
07			3	4・5			令和6年3月	1: 2・3・4 1: 2	
08			3	4・5			令和6年3月	1: 2・3・4 1: 2	
09			3	4・5			令和6年3月	1: 2・3・4 1: 2	
10			3	4・5			令和6年3月	1: 2・3・4 1: 2	
11			3	4・5			令和6年3月	1: 2・3・4 1: 2	
12			3	4・5			令和6年3月	1: 2・3・4 1: 2	
13			3	4・5			令和6年3月	1: 2・3・4 1: 2	
14			3	4・5			令和6年3月	1: 2・3・4 1: 2	
15			3	4・5			令和6年3月	1: 2・3・4 1: 2	
16			3	4・5			令和6年3月	1: 2・3・4 1: 2	
17			3	4・5			令和6年3月	1: 2・3・4 1: 2	
18			3	4・5			令和6年3月	1: 2・3・4 1: 2	
19			3	4・5			令和6年3月	1: 2・3・4 1: 2	
20			3	4・5			令和6年3月	1: 2・3・4 1: 2	
<b>小計</b>			<b>3</b>		<b>121,000,000</b>				

1 構築物  
2 機械及び装置  
3 船舶  
4 航空機  
5 車両及び運搬具  
6 工具、器具及び備品

3 昭和  
4 平成  
5 令和

申告年度「7」を記入してください。

申告書の所有者コード欄に11桁の番号が打ち出されている方は、その番号を記入してください。

該当する資産の種類番号を記入してください。  
 1: 構築物  
 2: 機械及び装置  
 3: 船舶  
 4: 航空機  
 5: 車両及び運搬具  
 6: 工具、器具及び備品

同封の「償却資産種類別明細書」に記載されている「資産コード」、「資産の名称等」を転記してください。

減少した資産の数量を、単位を付けずに記入してください。

当該資産が減少した事由を、具体的に記入してください。

該当する番号を○で囲んでください。  
**減少の事由**  
 1: 売却  
 2: 滅失  
 3: 移動  
 4: その他  
**減少の区分**  
 1: 全部を減少した場合  
 2: 一部を減少した場合  
 (摘要欄に詳細を記入。)

減少した資産の取得価額を記入してください。資産の一部が減少した場合は、減少分に対応する取得価額を記入してください。  
 ※印は付けないでください。

前年中に減少した資産の取得年月を記入してください。  
 取得月1～9月は、前に0を付けてください。  
 年号は、数字を○で囲んでください。